

令和6年3月定例会 市民環境常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年3月6日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和6年3月6日（水） 午前8時58分
散 会 日 時	令和6年3月6日（水） 午後2時21分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之 川 崎 葉 子 藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議 案 番 号	議 題 名	審 査 結 果
第 3 6 号	鴻巣市犯罪被害者等支援条例	原案可決
第 3 7 号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 1 号	令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 2 号	令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 4 6 号	令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監

参事兼危機管理課長

佐々木 紀 演
金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長

市民生活部副部長

自治振興課長

市民課長

国保年金課長

関 根 則 男
武 田 昌 行
小野田 直 人
加 藤 勝 美
高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長

環境経済部副部長

環境経済部副部長

環境経済部参事兼環境課長

環境課副参事

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

農政課長

商工観光課長

道の駅整備プロジェクト課長

農業委員会事務局長

高 坂 清
堀 越 延 年
宇 野 彰
長 澤 和 弘
山 崎 忠 義
小 林 弘 樹
藤 村 弥
清 水 健 紀
福 智 秀 一
板 倉 秀 行

吹上支所副支所長兼地域グループリーダー

吹上支所市民グループリーダー

川里支所副支所長

川里支所地域グループリーダー

竹 井 豊
川 又 敦 子
吉 田 勝 彦
生 川 由 美

書 記 佐 伯 幸 子
書 記 大 谷 直 樹

（開会 午前 8 時 5 8 分）

（委員長）ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と川崎葉子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第36号 鴻巣市犯罪被害者等支援条例、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第42号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第46号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第37号及び議案第41号については歳入と歳出は関連していることから、歳入歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第37号及び議案第41号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくよう、お願い申し上げます。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第36号 鴻巣市犯罪被害者等支援条例について、執行部の説明を求めます。

（自治振興課長）それでは、議案第36号 鴻巣市犯罪被害者等支援条例

の制定について提案の理由を申し上げます。

国の第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体における犯罪被害者等支援の促進が求められており、県内では令和6年1月1日現在で63市町村のうち39市町村が制定しています。本市においても令和4年度に県警犯罪被害者支援担当の市長面会において依頼もあり、このたび鴻巣警察署管内の北本市と協議し、同時実施を行うこととし、本議会に上程（P.17「上程」に発言訂正）いたしました。

それでは、お手元のタブレットの資料を御覧ください。提案の趣旨ですが、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び支援の基本となる事項を定め、総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定します。

条例は13条で構成され、第1条では目的を、第2条では定義を、第3条では基本理念を、第4条では市の責務と続きますが、犯罪被害者等支援事業として実施する業務として、第7条で相談及び情報の提供等がございます。第1項には犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関等との連携調整を行うこと、第2項には犯罪被害者等の支援に関する相談情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置することを規定しております。

関係機関として、埼玉県、埼玉県警、埼玉犯罪被害者援助センターの3機関から成る彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターがございますが、そこでは、必要とする支援や情報を総合的に提供したり、市町村、関係機関との連絡調整を行います。犯罪被害者支援総合的対応窓口であります自治振興課では、支援センターからの情報提供に基づく相談受付や相談内容からニーズを把握し、各課へつなぎます。庁内関係部署及び鴻巣警察署などの関係機関では、被害者に必要な手続や支援を実施します。なお、市役所内の対応は、自治振興課が用意する市役所本庁舎1階の相談室にてワンストップで行います。また、基本的には県ワンストップ支援センターや警察署を介しての相談となります。

続いて、第8条にて見舞金の支給を規定し、犯罪被害による経済的負担

の軽減を図るため、見舞金を支給します。見舞金の種類として、犯罪行為により死亡した被害者遺族に30万円が支払われる遺族見舞金と、犯罪行為により負傷または疾病の療養に一月以上を要し、かつ病院または診療所への入院を3日以上要した場合、被害者本人に10万円が支払われる傷害見舞金があります。支給までの流れとしましては、1、相談対応時に見舞金制度案内、2、死亡診断書、医師の診断書、住民票等を添えて申請、3、被害届が出された警察署へ被害内容を照会、4、相談内容や照会結果に基づき審査を行い、支給適否を決定、5、支給決定通知書に基づき請求書を提出、見舞金の支給という流れになります。なお、見舞金の額等については、鴻巣市犯罪被害者等支援条例施行規則で定めるものです。

条例を制定することにより、明確な根拠規定に基づき施策を実施することで被害者支援の質や継続性を担保できること、見舞金の創設など犯罪被害者やその家族が県内のどの地域でも途切れることなく同レベルの支援を受けられること、条例と合わせた庁内の体制の整備により各課と連携することで、被害者等が来庁時の負担軽減、早期対応につながります。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（藤村）議案第36号 鴻巣市犯罪被害者等支援条例について質問させていただきます。

条例第3条の基本理念の第2項について伺います。第2項につきましては、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、日常生活への影響、その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行わなければならないとありますが、例えば平穏な生活を営むことができるためには、1つとして犯人の検挙が必要だと考えますが、本市内でも犯罪被害者は少なくないと思われませんが、今までの検挙率はどの程度だったのか、そしてまだ検挙されていない状態で不安定な生活を送られている方がどの程度いるのか伺います。

（自治振興課長）埼玉県警の発表によりますと、令和５年中の埼玉県における刑法犯認知件数は４万９,６５３件、うち検挙件数は１万５,７９５件となっており、犯人検挙に至っていない事件が多くございます。犯人が検挙されるまでの間、被害者は精神的ショックや再被害のおそれなどご不安を抱えながら生活することになります。市では、被害者のニーズを的確に把握し、窓口へとつなぎ、被害者が適切な支援、サービスを受けられるようにすることで不安が軽減するように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

（藤村）埼玉県で４万９,６５３件、そして検挙されたのが１万５,７９５件ということなのですけれども、市内ではどの程度いらっしゃるのですか。分かったら。

（自治振興課長）すみません、ちょっと市内の情報は持ち合わせておりません。失礼します。

（川崎）では、何点か質問をさせていただきます。

まず、条例制定の経緯ということで最初ご説明がありました。６３市町のうち３９市町が既に制定をしていた。今回北本市と歩調を合わせる形で条例制定に至ったということであったかと思いますが、これ半分以上が制定していて、今の段階というのが決して早くはない状況だと思います。一番最初にこの条例制定したところについては何年ぐらいだったのかということは把握していらっしゃいますでしょうか。

（自治振興課長）県内で一番早く制定したところは、平成１２年の嵐山町でございます。

以上です。

（川崎）それでは、これまでこの条例制定がなかった間のうちなのですけれども、対応してきましたのが、市のほうでも当然寄り添った支援はしてきたのかなと思うのですが、これまで対応してきた犯罪別の被害者数と、被害者支援についてはどのように対応してきたのか、またその対応をしながら課題があったのかについて伺います。

（自治振興課長）これまで対応してきた被害者数ということですので

も、令和元年度には2件、これはストーカーとのことでございます。令和3年度に3件、こちらは交通事故、殺人未遂、パワハラの中で相談がございました。なお、令和2年、4年、5年は、相談は承っておりません。

次に、対応ですけれども、県ワンストップ支援センターからの情報があり、相談を受付しました。被害者のニーズを聞き取り、対象となる部署につないだりして、制度の情報提供を実施してまいりました。

最後に、課題なのですけれども、庁内で地方自治体における犯罪被害者等支援の必要性や自治振興課が窓口であることの認知度が低いことが課題であったため、条例制定と併せて庁内説明会の実施、各課協力の下、犯罪被害者等への支援事業一覧の整備を進めており、支援をスムーズに進められるような体制づくりを実施する予定です。

以上です。

（川崎）そうしますと、今回この条例制定によりまして大きく変わるの、その窓口を設置するということと周知もするという、ワンストップ化を図るということと、あと見舞金の支給ということが大きくこの条例制定によって前進するのかなと思うわけなのですけれども、まずそのワンストップ化を図るということにつきましてですが、今説明を聞きますと、相談室の一室を充てるということでワンストップというふうに理解をしたわけなのですけれども、もう少し詳しくその流れということについてご説明いただけますでしょうか。要するにそこに窓口があるというだけではワンストップとは言えないのではないかと思いますので、そのワンストップ化を図る具体的なご説明をお願いしたいと思います。

（自治振興課長）まず、県警とかから、ワンストップのセンターのほうから相談があった場合に、予約をして、自治振興課の隣の1階にある相談室にご案内する予定です。事前にお話とか伺えましたら、その内容によって、例えばやさしさ支援課とか関係の課に聞いたりとか、そういうような形で、まず市のほうで承って話を聞いて、仮にほかの課のほうにご案内するときは、同じことをまた説明していただかなくて済むような形で申し送りをしたり、また一人であっちの課に行ってくださいという

ことも避けるような形で、職員が同行して行ったりとか、そういうような配慮をしながら庁内では進めていくことを考えています。庁内のほうで解決できないような、例えば法に関することとかですと、やはり県と連携したり、警察と連携したりとか、そういう形でつなげていければと考えております。

以上です。

（川崎） それでは、次に見舞金のことについてお伺いいたします。説明の中では、県内どの自治体に行っても同じレベルの支援を受けられるようにというご説明がありました。そういうところからしますと、この見舞金の金額につきましては、県内どの自治体も同じと考えてよろしいのか伺います。

（自治振興課長） 県内もそうですけれども、全国的な自治体を見ますと約9割がこの金額、30万と10万円となっておりまして、それを参考にしながら今回金額を定めさせていただきました。

以上です。

（川崎） 県内も全国も約9割ということは、残りの1割は違うわけなのですけれども、その場合、細かいことを言いますと、どの自治体に行ってもということが当てはまらなくなるわけなのですけれども、その1割につきましてはどのぐらいの金額の見舞金なのか、把握していらっしゃるのか伺います。

（自治振興課長） 大体県内のほうで見ますと、むしろ遺族見舞金が10万円というところもございます。ほかの30万円以上というところは、今県内の資料ではちょっと持ち合わせておりません。

以上です。

（川崎） では、条例の第11条、第12条について特にお伺いをしたいと思います。まず、第11条についてのもう少し詳細な説明をいただきたいと思います。特に啓発活動については、具体策があるのかどうか伺います。まず1点、11条について伺います。

（自治振興課長） 条例制定時や犯罪被害者週間というのが毎年11月25日から12月1日にありますが、それに合わせて広報紙やホームページにて

周知していききたいと考えています。また、北本市と連携して啓発活動を検討していききたいと考えております。

以上です。

（川崎）では、第12条についての少し詳細なご説明をいただきたいと思っています。特に、市は犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとすると思いますが、これまでそのようなご意見、あるいは要望ということ聞いてきたのか、またそういう意見の反映というのはこれまでされてきたのかどうか伺います。

（自治振興課長）犯罪被害者等の施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきであり、そのニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要があると言われております。これまでも被害者のニーズを聞き取り、対象となる部署につないだり、制度の情報提供をしてきましたが、まだまだ課題があると考えられます。つきましては、条例制定と併せて犯罪被害者等の意見を反映できる体制づくりを構築していききたいと考えております。

以上です。

（川崎）では、これまでどのようなニーズあるいはご意見があったのか伺います。

（自治振興課長）先ほど言った過去の事例とかをちょっと見直したところなのですが、やはり相談があったときに、具体的に言うとやさしさ支援課につないだりとか、法テラスにつないだりとか、あとやはり県のほうに、またワンストップ支援センターのほうに戻したり、情報提供したりとか、そういうような形でニーズを把握してきております。

以上です。

（川崎）では、最後質問したいと思います。これは、犯罪被害者を支援するということで大変、当然というか、そのような条例であると思うわけなのですが、一方その説明を聞くに当たって、どれだけ犯罪被害者の方が悩み、不安におののいて生活をされているのかなと胸が痛くなるような思いがいたします。このような周知ということは大変大事な

のですけれども、また一方では、加害者がいるから犯罪被害者がいるわけですので、やっぱり加害者を生み出さないという仕組み、そういう周知啓発ということも同時に考えていかななくてはいけないのかなと思います。これが自治振興課の役割なのかどうか分かりませんが、被害者と加害者というのがやっぱりもうセットでこれ考えていかななくてはならないことだと思いますので、犯罪被害者を生み出さないためにも、その加害者に対しての加害者を生み出さないという、そのような周知啓発というのはこれまであったのか、またこれから考えていく、検討する考えがあるのか、最後に伺います。

（自治振興課長）やはり私も今回この条例の件で、県のユーチューブとかいろいろ見たりしてやったのですけれども、ドラマではないのですけれども、結構身近なところで犯罪を受けて、2次被害だとか困っている家族とかいろいろ見て、こういう事例があるのだなと思ったのですけれども、実際今後の自治振興課としての周知としては、やはりちょっとした、ふだんは真面目な人でも何かいろいろな状況になって、ある行動をすることによって、お互い加害者になることもある、被害者になることもあるということを周知できるようなチラシとか、何かそういうふうなので啓発できたらいいのかなと思っております。

以上です。

（大塚）まず初めに伺いたいのは、今回自治振興課が所管する条例の制定ということで提案されております。これ一般的な捉え方なのですが、例えばこの本館の4階、同じフロアにあるやさしさ支援課では、通常市民相談の窓口、あるいは弁護士相談の窓口を通常業務としているはずで、最初に伺いたいのは、なぜ自治振興課が所管するようになるのか、なったのか。イメージとしては警察に関連してというところがあるかもしれませんが、まずこの点について伺います。

（自治振興課長）こちらの自治振興課の中で防犯担当というのが事務分掌の中でございまして、そういうことから、うちのほうの自治振興課のほうで受付する窓口となっております。

以上です。

（大塚）困っている方が相談に来るということになるのと、先ほど申し上げたように、この４階のフロアの課が一般的にはイメージとして多分強いのだと思うのです。確かに犯罪被害者に対応しますという窓口の、いわゆる始めますというか、こういうのがありますよというメッセージはこれから出すのでしょうけれども、そういう意味では、何も分からない方がここに直接、先ほど３つの関係機関があつてというお話ありましたけれども、市民の方でそういう思いがある方は、来るとすれば４階に来る可能性があるのかなと思います。そういった場合は、４階から１階の相談窓口に戻すという手順になるのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

（自治振興課長）まずは、４階に直接行っていただいた場合は、私たちが４階に行って相談をいろいろ引継ぎみたいな形にして、一緒に１階のほうに来てもらうとか、あんまり動くことが、あくまでもワンストップということを考えたいので、基本的に１階なのですけれども、ちょっとその辺は臨機応変で考えるべきなのかなと考えております。以上です。

（大塚）新たな試みということもありますので、これは始まってみないと分からないことが多々あるかなと思いますので、その点は今後庁内での調整ということで、実績を見ながらになるかなと思っています。それで、１つ気になるのは、見舞金の支給が今回新たに示されています。見舞金の中には２種類あつて、いわゆる残念ながら亡くなってしまう場合、あるいは負傷した場合の２通りです。これを多分被害者側の立場からすると、当然その場というか、それに至るまでの間、医療機関が多分関係してくると思うのです。今回ワンストップ支援センターの中には県と県警とが含めて３つあるのですけれども、これには医療機関というのは触れていないのですが、実際に例えばけがを負ってしまいました、３日間以上入院しました、あるいは１か月以上かかりましたというのは、最終的には医療機関等への確認等が必要になる。一般的に診断書が要るとか要らないとかという話になるかもしれませんが、ここで医療機関が今の段階で含まれていないのは、そこまで必要ないということなのか、

あるいは今後必要とあればそれらについても検討していくという考えなのか、その点はいかがでしょうか。

（自治振興課長）今回県内でも39やっているのです、先進市にいろいろ聞いたり調べたりしたのですけれども、やはり健康被害ということで、医療機関との連携というところもいろいろ細かく制定しているところもありますので、ちょっとそういうのも手探りになりますけれども、いろいろ先進市の事例を聞きながら、そういうようなところと連携をしていければなと考えております。

以上です。

（後藤）まず1点目の質問なのですけれども、第2条第3項の中で、家族または遺族という表現があると思うのですけれども、こちら例えばいろんなケース、別居だったりとか同居だったりとかというケースがあると思うのですけれども、どこまでの範囲を家族または遺族というふうに定義をされるのかというところを伺いたいと思います。

（自治振興課長）こちらのほうの条例の3条とかでもよろしいですか。3条のほうで例えば見舞金のほうを……ちょっと今ここにはあれなのですけれども、規則のほうでそういうのをちょっと細かく設けようかなと今設定しているところです。その中ではやはり、亡くなった場合、それをもろう、遺族見舞金をもろう場合は、仮に第1順位遺族等いろいろ順位があるのですけれども、犯罪被害者の配偶者とか、または婚姻とかしていなくても事実上婚姻関係と同様にある者とか、パートナーシップとか、そういうのも時代の背景に盛り込みながら、そういう順位でお支払いをしようとは考えております。

以上です。

（後藤）あと、前任者の質問でもあったと思うのですけれども、支援の対象となる犯罪についての線引き、飲酒運転がどうとかって話があったと思うのですけれども、それに関連して、他市の条例だと親族間の犯罪については対象とならないというような内容が含まれていたりというケースあるのですけれども、本市ではどういう状況なのか伺います。

（自治振興課長）1つDVの例でいきますと、例えば親族同士でDVあ

る場合も、そもそもDVというのが親族関係が破綻していると認められていまして、支給することが社会通念上適切かなというふうな形で見舞金の対象と考えております。

以上です。

（後藤）最後の質問なのですが、少し前任者と重複する部分があると思うのですが、この条例が実際に施行された後に、実際の運用状況を改善していく必要があるのかなと思っております。被害に遭われた方とか支援されている方のご意見を反映させていくための場所づくりについても、やっぱり定期的に設定すべきと考えますが、市の見解を伺います。

（自治振興課長）やはりこれが短期間で見舞金を出したから終わるというわけでもありませんし、長期間で見守っていくとか、そういう見守り、フォローというのが大切なのかなと思っております。やはりいろいろ相談を受けた中のアフターケアという形で、関係各課と一緒に、その後どうなったかとか、2次被害のほうで長引いていないかとか、そういうような確認及び情報共有が必要なのかなと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 鴻巣市犯罪被害者等支援条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(古山) それでは、35ページの経営継承・発展支援事業について、前回の話だと、いたけれども、今回は不採用になったっておっしゃられていましたけれども、その理由を教えてください。

(農政課長) お答えいたします。

この事業は、国の予算の範囲で採択を行っております。このため、申請があった総額が予算額を上回る場合には、補助対象者の要件の確認、審査を行った上で、申請者の経営発展計画に付与したポイントの合計が高い順に対象者の選定を行っているというふうに聞いております。今回はこれに該当しなかったため、補助の採択者がいなかったという形になります。

以上です。

(藤村) 議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）について質問させていただきます。質問は1点です。

35ページ、こうのす空・花クーポン券事業についてなのですが、こうのす空・花クーポン券事業補助金で2,309万3,000円もの予算が余ってしまったことは、使用されていないということとされるのですが、エネルギー価格高騰や物価など高騰の中、市民にとっても事業者にとっても経済活性化につながるなど、よい事業であると考えますが、なぜ2,000万円以上もの補助金が余ってしまったのか、考えることがあったら伺います。

(商工観光課長) 空・花クーポン券につきましては、鴻巣の市民1世帯に1枚（P.17「1枚」に発言訂正）配付するという形でクーポン券のほ

うを実際に作成して、それに基づいて実際に予算計上しております。実際に全員の世帯の方がやっぱり使われておりませんので、実質今回2,000万円ぐらいの方が実際に使われていなかったということでございます。

以上です。

（藤村）実際使われていないということは、使える場所がなかったとか、そういうことではないのでしょうか、伺います。

（商工観光課長）すみません、使われないという言葉がちょっと不適切だったと思うのですが、まず当初訂正させていただきたいと思うのですが、広報のほうに入れさせていただいておりますけれども、実際に自治会等に参加されていない方については、商工観光課の窓口あるいは駅前のエルミこうのすアネックスにあります、あちらのほうでお配りしているのですが、当然取りに来られない方がいらっしゃいます。そういう方が実際に使われていないというところということでございます。

以上です。

（藤村）そのアネックスのところにあるという周知というのは、事前に広報か何かでお知らせはされているのですよね、伺います。

（商工観光課長）配布場所については、事前に広報等させていただいておりますが、今回アネックスのほうは、実際窓口に取りに来られる方が実は多かったものですから、今回当初は入れておりませんでした。途中から、やはり土日に取りに来られる方、夜に取りに来られる方とかいらっしゃるということを改めて確認させていただきましたので、そこからそちらで配布するような形を取らせていただきました。次回、第6回目につきましては、その辺手落ちがないように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

（藤村）そこに登録している事業者さんというのがかなり多いのかなと思うのですが、例えばここに集中してしまうとか、ここには全然来ないとかという、そういう公平不公平感みたいなというのは今まであったのでしょうか。ここばかり偏ってしまう、例えば飲食店ばかり偏

ってしまうとか、物品は全然売れないとあって、そういう状況というのはあるのでしょうか、伺います。

（商工観光課長）実際に使用率というか、どこの店舗で使われているか、換金されたかというのは、こちらのほうでも情報等いただいております。その中で、やはり業種によって全く使われていないところがあるのは事実でございます。やはり飲食店の方、特に家族連れで飲食等をされる方がいらっしゃると思いますので、そのときに、6枚つづりなのですけれども、6枚一度に使われるというようなケースもございますので、どうしてもそういう偏りは実際あるのが事実というふうに確認しております。以上です。

（藤村）この事業に加入というのでしょうか、されていない事業者さん、飲食店なんかはかなり多いのかなと思うのですけれども、せっかくのいい事業ですので、ぜひ加入していただきたいなと思うのですけれども、その辺結構加入されていない、加入というか、登録というのでしょうか、登録されていない事業者さんって結構いらっしゃるのでしょうか。なぜ登録をしてくれないかという理由なんか分かるのでしょうか、伺います。

（商工観光課長）どうして加入されなかったかというのは、正直言ってそれぞれの方の事情がありますので、こちらでも把握していないところですが、実際に商工会のほうに委託している事業ですが、商工会のほうでも商工会の会員に限らず募集等かけておりまして、実際に前回の参加店にはかなり商工会会員ではない方も入っていらっしゃるのが事実となっております。改めてそういう会員ではない方についても、商工会のほうでぜひ参加いただけないかという広報活動というのでしょうか、そういうことも含めて実際にやっているのが事実となっております。以上です。

（川崎）では、何点かお聞きしたいと思います。通告ちょっと出していたのですけれども、ご説明で分かったところもあるのですが、もう一度確認をしたいところがありますので、よろしく願いいたします。それでは、歳入につきましては、後で歳出と重なってきますので、関わりがありますので、そこはちょっと飛ばさせていただきます、23ペー

ジの公共交通維持事業につきまして、今燃料費というようなご説明がありました。さらに詳細な説明をお願いしたいと思います。

（自治振興課長）原油価格高騰による燃料費の増大やE Vバス導入による充電器の費用の消費により、当初決定した補助金額では予算が不足することとなったため、補正計上いたします。コミュニティバス運営補助金は、運行経費から収入を差し引いた額となりますが、今回は朝日自動車が約218万4,000円の不足、ロイヤル交通が約267万4,000円の不足となり、合わせて485万8,000円となります。

以上です。

（川崎）それでは、35ページをお願いしたいと思います。経営継承・発展支援事業についてですけれども、この減の理由について、先ほども前任者が質問がありました。採択されなかったためということでありましたけれども、これにつきましては今回、令和6年度はそういうような予算計上になっているかと思うのですけれども、これまでの近年の状況というのがどうだったのか伺いたいと思います。

（農政課長）お答えいたします。

昨年度、令和4年度に関しましては、花卉農家の方が採択されて、事業採択が1件ございました。令和3年度につきましては、相談のほうは何件かあったのですが、事業採択になった方はいらっしゃいませんでした。以上です。

（川崎）では、その下の道の駅整備事業につきましてです。2,050万の減の理由について、今も説明がございましたけれども、まずは地質調査をするべき箇所が減ったため、また分筆登記についてはしなくてよくなったためというようなお話だったかと思いますけれども、この詳細を教えてくださいたいと思います。

（道の駅整備プロジェクト課長）では、お答えいたします。

まず、最初の地質調査につきましては、当初地域振興施設の建築設計を行う中で機械ボーリングの3か所ということで予定していたのですが、令和2年、3年に、以前土木設計を目的とした地質調査を行っておりまして、建築設計の業務の中で建築士さんと相談した結果、その辺も使え

るということで、実際 1 か所あれば建築設計のほうはできるということになりましたので、1 か所ということになったので、その 2 本が調査しなくていいこととなりました。

分筆登記につきましては、当初耕作等により境界ぐい等の損失等あるのではないかと見込んでいたのですけれども、実際発注するときに現地調査したところ、境界ぐい等が残っていましたので、境界ぐいの埋設の復元の必要がなくなったということで、その減額ということになります。以上です。

（川崎）それでは、その下の農政課のほうで、多面的機能支払交付金事業の減額、鴻巣・行田地区経営体育成基盤整備事業についてはプラスになっておりまして、あと笠原地区埼玉型ほ場整備事業についてなのですが、それぞれ 3 つの事業の詳細について説明をいただきたいと思います。

（農政課長）お答えいたします。

まず、多面的機能支払交付金事業についてなのですが、こちらの減額の理由といたしましては、交付金のうち資源向上支援の長寿命化という部分の国庫補助率が約 8 割だった、これに加えて一部活動組織がそちらの交付金の活用を見送ったために減額という形となっております。

続きまして、鴻巣・行田地区経営体育成基盤整備事業、こちらについては、国のほうで令和 6 年度事業の一部を令和 5 年度補正予算で確保したことから、県、市も合わせて、今回の予算で確保する必要性が生じたということで、補正のほうをさせていただいております。

そして最後、笠原地区埼玉型ほ場整備事業、こちらに関しましては、現在地域の協議会とも協議を重ねているところですが、今年度事業採択をするという予定で事業のほうを進めていたところなのですが、地元との協議の中で一部、このままだと採択の申請に進めないというような事態が発生しまして、こちらの解消に今現在動いているという状況となっております。また来週、また地元との協議を進めるという形となっておりますので、今年度は見送りということで減額をさせていただいておりますが、また引き続きこちらの事業推進に向けて進んでいきたいというふ

うに考えております。

以上です。

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 5 9 分）

（開議 午前 1 0 時 1 3 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

自治振興課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

（自治振興課長）先ほど議案第36号 鴻巣市犯罪被害者等支援条例の説明の中で、私は「上程」と申し上げてしまいましたが、「提案」ということで発言の訂正をよろしくお願いします。

以上です。

（委員長）以上ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、商工観光課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

（商工観光課長）まず、私先ほどクーポン券1枚というふうに表現させていただいたようなのですが、実際は1冊で6枚つづりのクーポン券でございますので、1枚ということをまず訂正させていただきたいと思えます。

次に、先ほどご質問いただいた中で、実際減額になった理由、ちょっと分かりづらかったところもございますので、補足させていただければと思います。まず、商工会のほうにお渡しした補助金がございますけれども、実際に500円で300円使えるクーポン券が1冊の6枚つづりになっております。それが4万8,000冊で、実際に使われるのが75%ぐらい使われるだろうという予測の下、21万6,000枚ということでまず予算立てさせていただいております。実際に使われたのが14万5,437枚しかございませんでしたので、あとは実際に使われた経費等を計算しまして、その差額分が実際に減額になったというところがございます。

以上です。

（委員長）以上ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（大塚）補正予算書21ページには、コミュニティセンター、ふれあいセンターだと思いますが、この管理運営について、同じく35ページには農業研修センターについても同様の補正が示されています。これを見ますと、エネルギー価格等の対策支援となっております。初めに伺いたいのは、先ほどの説明の中でエネルギー価格等の中に電気料等が含まれるというのがありました。改めて、エネルギー価格に含まれるものはどんなものがあるのかをお伺いいたします。

（自治振興課長）まず、自治振興課のほうのコミュニティふれあいセンターのほうからご説明させていただきます。エネルギーの中にどういう種類があるかということですね。今回の不足分の電力料というのは、あくまでも電気料金だけということで捉えております。

以上です。

（農政課長）農業研修センターのエネルギー支援の内容についてお答えさせていただきます。農業研修センターの支援対象として積算しているものは、電気料金、ガス料金、冷暖房のボイラーの灯油代金、こちらとなっております。

以上です。

（大塚）そこで、それぞれ施設によって中身が、対象物といいますか、物が違うというのは分かりました。今回当委員会以外にも、価格が上がったので対策をしますよというのがほかの施設でも出ています。伺いたい内容ですが、高騰対策ということで、恐らくある一定の算出基準があって、それに基づいて金額がはじかれて、今回補正に上がっているのだと思います、施設によってばらばらということはまず考えづらいので。その統一した捉え方について、もしお分かりになればお伺いをいたします。

（自治振興課長）こちらのほうは、全庁的にいろいろ電気代高騰とかある中で、資産管理課のほうである程度エネルギー価格等高騰対策資金を使ってやるところはどこかということを選定したうちの中に入っているわけなのですけれども、いろいろほかの、例えば指定管理者のところの

施設のところですと、ほかの黒字のところでカバーしたりとか、いろいろな算定をした中で、こちらの例えばふれあいセンターのほうは、この金額をどうしても必要だということで計上させていただいた次第です。以上です。

（農政課長）農業研修センターの補正の根拠なのですが、こちら先ほど自治振興課からも話がありましたとおり、基本的には資産管理課が示す全庁統一した積算方式に基づいて積算させていただいております。その内容は、令和5年4月から12月までの燃料料金の実績及び令和6年1月から3月までの見込額、これに対しまして令和5年度の指定管理の施設の電気、燃料に関する予算額、これを差し引いた額を今回予算額として計上させていただいております。

以上です。

（大塚）今、1年間トータルの中で比較をしていますよという答弁でありました。ただ、最近傾向を見ますと、いわゆる電力会社さんもいろんな意味でてこ入れをしながら、必ずしも電気料金が上がっているかというと、下がっているところもあります、実際には。東京電力関連の会社であっても、この10月か11月ですか、価格を下げますということで通知をいただいているところもあるようです。これはやっぱり利用者の側の努力も必要なので、今後電力会社の選定等細かいところまで目を配らないと、効率的な施設運営にも影響してくる可能性があるのではないかなと感じております。これについては質問はしませんが、また場合によっては6年度の予算の中で改めて伺う機会を設けたいと思います。

中身については分かりましたので、以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時17分)

_____ ◇ _____

(開議 午前11時32分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

_____ ◇ _____

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(古山) それでは、何点か質問させていただきます。

まず、ページ数110ページ、自治会活動支援事業についてなのですが

も、行政推進報償金はアパートの住民や借家の方、また会社も入っているのかどうかお伺いします。

（自治振興課長）鴻巣市の自治会の行政推進に対する報償金支給要綱に基づき、行政事務全般の協力に対する報償金として、1自治会当たりの基本額1万円に4月1日現在の世帯数に315円を掛けて算出して、行政推進報償金を交付しております。世帯数については、自治会からの申請に基づいて行っており、アパート住民や借家の方も自治会に加入されれば世帯数に含まれていると思います。また、会社や事業所も自治会に加入していただいている例はありますが、行政推進報償金の算出基礎となる世帯数はあくまでも一般市民の世帯数等であると考えております。（令和6年3月7日開催市民環境常任委員会会議録P.25に補足説明あり）
以上です。

（古山）そうしますと、例えばですけれども、鴻巣市内に家を何軒か、3軒とか4軒とか持っている方で、そこに住んでいなくて、ただ町内会費は払っているという場合はどうなのですか。

（自治振興課長）中にはそういう方もいらっしゃることは想定しているのですけれども、例えば週半分こっちの市内の市民としていて、この家に半分、こっちのほうの家にも半分いるときに、おのこの自治会費を払っていて、あくまでも週半分ずつ活動しているというふうに見込まれれば、自治会の判断によるのですけれども、あくまでも個人の世帯としてカウントすることは想定しております。

以上です。

（古山）例えば週に半分住んでいるとかという把握というのは、もう完全に町内会の判断という形になるのですか。

（自治振興課長）そのように各自治会の判断として承っております。
以上です。

（古山）では、例えばですけれども、何軒も家があって、そこに住んでいる実態がないけれども、例えば自治会が取りあえず名前だけ貸しておいてくれというので、市にこれだけいますって申請した場合、その報償金は支払われてしまうということですか。

（自治振興課長）本当にそういう例はどうか分からないのですが、あくまでも自治会の中で、そこに住んでいて生活状態があるというのを確認をした上で自治会が出してくるというのが想定されるのですが、仮に、では貸しておいてくれということでいっぱい世帯数の申請があった場合ということなのですが、そうした場合は、やはりこちらのほうも広報とかで配っている冊数とかの把握しておりますので、すごく数字が増えた場合とかは確認して、これはどういうことなのかということで確認はしております。

以上です。

（古山）それでは次、112ページ、市民活動推進事業についてお伺いたします。市民活動推進事業の市民活動支援基金積立金は主に何に使うのか、また積立金の総額は幾らなのかお伺いたします。

（自治振興課長）市では、NPO等の公益性の増進に寄与する社会貢献活動団体に必要な資金を助成することによって社会貢献活動の推進を図るために、この鴻巣市市民活動支援基金を設置しております。令和5年度は、この基金を財源に、市民活動推進協議会の審査を経た5団体に対して助成をしております。なお、令和6年度は9団体からの助成の希望が上がっております。

積立金の総額といいますか、総額ですが、3月補正後の年度末基金残高見込額なのですが、約938万6,000円を見込んでおります。

以上です。

（古山）それでは、120ページ、交通指導員育成指導事業についてお伺いたします。交通指導員育成指導事業の交通指導員謝礼についての内訳のほうを教えてください。

（自治振興課長）鴻巣市交通指導員の設置及び運営規定の第7条で1か月3万円と規定しております。それに基づいて謝礼を出しております。立場は有償ボランティアということになっております。現在42名の交通指導員がいらっしゃって、12か月の3万円ということで1,512万円を計上しております。

以上です。

（古山）その指導員というのは、年数とかというのは決まっているのですか。

（自治振興課長）年数長い方は30年以上やっている方がいらっしゃいますけれども、2年に1度の更新のときにご意見を聞いて、継続していただけるかどうかを確認しています。お体の都合とか、いろいろご家庭の都合とかで辞められる方もいらっしゃいますので、2年ごとに話し合いをさせていただいて、継続等のご意思を確認している次第です。

以上です。

（古山）では、続きまして120ページの交通安全啓発事業についてお伺いいたします。交通事故注意喚起看板とはどのような看板を予定しているのかお伺いします。また、自治会への情報提供はどのように行うのかお伺いいたします。

（自治振興課長）交通事故の注意喚起看板ということなのですが、現場の状況に合った注意看板を設置しております。例えばスピード抑制の場合はスピード落とせとか、通学路向けですと通学路注意や学童に注意、子ども飛び出し注意、また一般的なものとしまして交差点注意や横断者注意、飛び出し注意、また交通規制補助とかですとスクールゾーンや一方通行出口等の看板を設置しております。

また、自治会への情報提供ということなのですが、今年度やりました急ブレーキ多発箇所対策等にホームページや広報等で周知しております。また、自治会の研修会でも、いろいろ古くなった看板とかあったらお声かけてくださいということで、その実情に合って替えたりとか、古いやつを取り替えたりしております。

以上です。

（古山）では、今鴻巣市内にどのくらい看板があるかという数字まではちょっと分からないですか。

（自治振興課長）それはちょっと分かりません。

（古山）それでは次、144ページ、マイナンバーカード交付事業についてお伺いいたします。窓口に来る人数は減っているとのことですが、現在月に何人ぐらい、今窓口のほうに申請来ているのかお伺いいたしま

す。

（市民課長）大体この3か月ぐらいの平均なのですが、交付件数につきましては340件ぐらいです。交付につきましては、市民課と支所で行っています。そのほかの申請のサポートとか、あとは健康保険証の登録とか、あと口座のひもづけ、これは公民館の窓口でもやっているのですけれども、これが大体月平均で220件ぐらいです。そのほかの手続もあります、電子証明書の発行とか。これが、ちょっと正確な統計は取っていないのですけれども、数百件ぐらいは来ているかなというのが認識です。

以上です。

（古山）それでは次、同じ144ページ、パスポートセンター管理運営事業についてお伺いいたします。先ほどもご説明あったと思うのですけれども、パスポートセンターの管理運営事業の消耗品についてお伺いいたします。また、どのぐらい人数を見込まれているのかも併せてお伺いいたします。

（市民課長）消耗品の内訳ということなのですが、これは国の手数料である収入印紙の購入費用が大半です。

パスポートの人数ということなのですが、令和5年度が大体最盛期の7割ぐらいまでには回復しています。国の動向なんかを見ますと8割ぐらい。国のほうなんかの統計では8割ぐらいになっているのですけれども、コロナ禍前の最盛期と比較しても、5年度の後半もまだちょっと、やや伸び率は前半よりも若干ですけれども伸びていますので、来年度の見込みとしては最盛期の8割から9割ぐらいですか、そこら辺ちょっと見込んで予算のほうは計上しております。件数につきましては、大体最盛期は三千二、三百というところだったので、その8割、9割、そこら辺を見込んでおります。

以上です。

（古山）そうしますと、月によって何月がやっぱり忙しいとかいうのって、統計とかあるのですか。

（市民課長）当然海外旅行のシーズンとか、ゴールデンウィークとか、

夏休みとか、そういう時期的なところもありますので、時期によっては多い時期と少ない時期があります。

以上です。

（古山）それでは次、234ページ、コウノトリの里づくり事業についてお伺いいたします。コウノトリの里づくり事業、生きもの等調査業務委託はどのような調査を行っているのか、また年何回調査を行っているのかお伺いいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）それでは初めに、調査方法についてご説明いたします。渡良瀬遊水地で野生繁殖している栃木県小山市や、飼育、放鳥を実施している千葉県野田市で実施しているコウノトリの餌調査マニュアルを準用しております。この調査マニュアルは、国土交通省の関東地方整備局が事務局を担う関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会の中で、コウノトリとトキを指標とする関東エコネットの形成を推進していくとともに、関東地域の河川、農地におけるコウノトリの餌生物量を把握することを目的とした調査マニュアルが関東エコ・ネットコウノトリ生息環境整備・推進専門部会の中で作成されております。これは、先進自治体である千葉県野田市もこのマニュアルに基づき生き物調査を実施しているため、本市も同様の調査方法で実施しております。

続きまして、調査回数ですが、令和5年度まで、今年度までは2か月に1度の年6回実施していましたが、有識者の意見や調査結果から判断し、調査回数の変更の検討も行っております。回数については、令和5年度の調査結果を反映して決めていく予定であります。

以上です。

（古山）となると、2か月に1遍ではなくて、半年に1遍とか、そういうスパンになるかもしれないという認識でよろしいでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）まだちょっと今年度の調査結果が、報告書が上がっていないので、はっきりとした数字までは申し上げられないのですが、他の市で行っている調査としては春夏秋冬1回ずつとか、そういうレベルで実施しているところもあり

ますので、その辺を検討した上で回数のほうを決めていきたいと考えております。

（古山）分かればでよろしいのですけれども、鴻巣地区では一番どういう生物が多いのかって分かりますか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）具体的にこの生き物が多いとかという把握は、ちょっと資料がないので答えられないのですが、実際にコウノトリが生息している兵庫県豊岡市とかと比べると、魚類は鴻巣市のほうが豊岡市に比べて少ないと。ただ、昆虫類に関しては同等か、豊岡よりも多いという調査結果が出ております。以上です。

（古山）それでは次、250ページ、資源物収集運搬事業についてお伺いたします。資源物収集運搬事業、資源集団回収事業実施団体の団体数をお伺いたします。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。直近過去3年間の団体登録数のほうをお答えしますと、令和3年度については35団体、令和4年度については58団体、令和5年度については、令和6年1月末現在であります。58団体になります。以上です。

（古山）ちょっと基本的な話になってしまうかもしれないのですけれども、この資源団体の方たちは、集める方法は通常の資源回収とは違うと思うのですけれども、その方法を、どういう方法で集めるのか教えてください。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。資源集団回収の概要についてご説明させていただきますと、こちらの事業についてはごみの減量化を適正処理を行うとともに資源の有効活用を図るため、再利用できる資源、有価物になると思われるのですが、を地域住民の皆様が集団で自主的に回収していただく事業ということになっております。集めていただくものについては、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パックなどの古紙であるとか、あとは布類、空き瓶、あとはスチールやアルミといった空き缶ですか、そういったものを回収していただい

て、団体で行っているような事業活動に充てていただくような取組となっています。また、団体については、市内に居住または通勤する者等で組織され、かつ営利を目的としていない団体、自治会は除くのですけれども、または市長が認める団体の方に活動していただいたものに対して報償金をお出ししているような状況になっています。

以上です。

（古山）確認なのですけれども、例えばその団体が家の前に出してもらったものを回収して、集めて、業者に持って行ってもらうという形でよろしいですか。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

まず、一番初めにやっていただくのは、市のほうにこういう団体でこういう活動を年何回やりますよという計画を出していただく登録の申請をしていただいて、いざ団体の方がそのときにこういう活動でこういうものを集めますよという日にちでその活動が終わった後に、取引業者さんのほうにこれだけの量が出ましたということで明細とか出ますので、その明細に対して1キログラムにつき3円の報償金を交付しているような状況になりますので、例えば集積所で集めていただいたものを集めるとかではなくて、団体で活動でいろんな地域でそのエリアから集めていただいたものをまとめていただいた場所に、取引業者さんを選んでいただいて、報償金になる前に取引のお金等に対して、その実績に応じてうちのほうから報償金をお出ししているようなものになります。

以上です。

（古山）すみません。何でこんな質問をするかといいますと、ある方が、ごみ集積所に地域の方が出しているところから持って行って、違うところに集めて団体で出したという経緯があったので、ちょっとそれは違法なのだなということを今、すみません、確認させていただきました。それは違法ということでよろしいですね。

（環境経済部参事兼環境課長）あくまでもこちらの集団回収事業の目的とはちょっと異なるのかなと思われます。

以上です。

（古山）すみません。ありがとうございます。

続きまして、270ページ、商店街にぎわい促進事業についてお伺いいたします。商店街にぎわい促進事業の街路灯撤去工事は、どこの街路灯なのかお伺いいたします。

（商工観光課長）お答えします。

令和6年度街路灯撤去の該当地区は、鴻巣西口商店街となっております。場所的には、鴻巣駅西口交差点の南北に通っている市道349号線、350号線、319号線に設置されている商店街の街路灯25基となっております。以上です。

（古山）続きまして、270ページ、同じページの工業活性化事業についてお伺いいたします。この企業誘致奨励金の内訳についてお伺いいたします。

（商工観光課長）お答えします。

企業誘致奨励金につきましては、今回令和6年度の対象事業者はテスココンポというところ1社となっております。内容としましては、新設として土地、建物を取得したことによるもので、令和4年度が初年度だったことから6年度、来年が最終年度となっております。施設設置奨励金という内容となっております。

以上です。

（古山）最後に、272ページ、空き店舗対策事業について伺います。空き店舗対策事業の市内の現在の空き店舗数を教えてください。

（商工観光課長）お答えいたします。

本市が行っている空き店舗の対象は、商業地域及び準商業地域というところが原則対象となっております。したがって、鴻巣全域で空き店舗の数というのは把握していない状況となっております。

以上です。

（古山）それでは、もう一点、空き店舗の補償についてなのですが、例えば数か月で家主が替わりました。その方がまた申請をかければ、これは対象になるということでしょうか。

（商工観光課長）要項上、2年以上原則商売をやっていたかどうかというの

が、なっておりますので、4 か月、3 か月、例えばそういうことも事実上あるかもしれませんが、要項上はそういうのは認めていないところでございます。

以上です。

（藤村） それでは、令和 6 年度一般会計予算について質問させていただきます。

最初は歳入で、環境課、ページは 75 ページ、資源回収販売収入について伺います。6 年度歳入されている額が、資源回収販売収入が 3,100 万円という大きな額を計上していますが、例えばなのですけれども、その販売収入などを勘案して、例えば 5 年度の 1 人当たりの年間ごみ処理経費というのは全国平均と比べて本市はどの程度なのか伺うことと、あとそして 6 年度目標についてはどうなのかを伺います。

（環境経済部参事兼環境課長） お答えいたします。

こちらについてですが、環境省のほうから令和 3 年度の全国自治体におけるごみ処理事業経費について、国民 1 人当たりに換算すると 1 人当たり 1 万 7,000 円となる資料が公表されています。本市における令和 5 年度のごみ処理事業経費については、年度途中であり、確定しておりませんが、令和 3 年度における本市の燃やせるごみや燃やせないごみ及び粗大ごみや資源物の収集、運搬、処分の事業経費と埼玉中部環境保全組合及び彩北広域清掃組合の負担金を加算し、資源回収販売収入及び粗大ごみの処理手数料を勘案した額で市民 1 人当たりの経費を算出しますと 9,788 円になります。こうしたことから、令和 3 年度の市民 1 人当たりのごみ処理事業経費については、全国平均を下回っている状況となっています。資源物の買取り単価については、買取り単価のほうで年間で変動しますが、令和 6 年度については令和 5 年度と同量程度の取引量になることを想定し、前年度と同額を計上しています。引き続き市民の皆様にご協力をいただきながら事業を実施してまいります。

以上です。

（藤村） 続きまして、歳出のほうになります。歳出は全部で 17 点ほどございます。

初めに、自治振興課、111ページ、自治会活動支援について伺います。コロナ禍の中では自治会活動などは各地域で自粛していたと考えますが、コロナ5類へ移行後の各自治会活動も少しずつ活発化してきていると考えますが、現状での各自治会活動や、最近自治会に加入されない方がたくさんいらっしゃると言われていますが、新規加入状況について伺います。

（自治振興課長）コロナ禍で活動を自粛していた自治会が感染対策を講じながら4年ぶりに夏祭りや炊き出し訓練などを再開したり、従来の活動内容を見直しして、新しい活動方法を検討する自治会もありました。また、コロナ禍で活動できず、役員も一新してしまって、行事の開催方法などが分からなくなってしまう、活動を見合わせている自治会もごいます。今後新規自治会への加入についてということなのですが、少子高齢化、生活スタイルや価値観の多様化、自治会や地域への関心の希薄化などから、自治会加入率は年々低下しております。市では、転入手続時に加入メリット等を記載した自治会加入案内を配布するほか、開発事業者に自治会に入るよう協議事項とするなど、自治会未加入者に対して加入の働きかけを行っています。また、各自治会においても、役員による戸別訪問や自治会を紹介するパンフレットを配布するなど、加入促進を図っています。また、他市の事例等を参考にしながら、自治会連合会と連携して、この前発行しました自治会活動事例集A L L ころのすなどの資料を有効活用し、自治会加入率の向上等の課題解決につなげていきたいと考えております。

以上です。

（藤村）若い世代が加入をなかなかしてくれないということは言われているのですが、P R 方法とか、そういうチラシとか、パンフレットとか、そういう内容というのはどんな内容に今なっているか、簡単に結構ですので、伺いたいのですけれども。

（自治振興課長）転入するときに市民課の窓口とかで、自治会へ入りませんかとかいうあれで、具体的な内容はちょっと詳しく今記憶していなくて言えないのですが、自治会のメリットとか、そういうのが書

いてあります。また、先ほど言ったA L L ころのすをはじめ、ホームページのほうですとマニュアルが入っておりまして、そこでこういうときはどうするのとか、自治会活動とかで困ったり、新しく入ろうと思っている人の勧誘の方法とか、ちょっとそういうのをP R していますので、いろいろな方面からの自治会のサポートができればなと思っております。

以上です。

（藤村）自治会に入らない方、若い世代の方に何人か質問したのですけれども、何で入っていただけないのですかということで質問したところ、やっぱり入るメリットがない、会費取られる。では、入ってどういうメリットがあるの、ごみが捨てられればいいではないのという、そんな回答が多いのですけれども、そういうことにつきましてはどのように思われますか。

（自治振興課長）いろいろなご意見あるかと思うのですけれども、やはり若い世代の方は特にそういうご意見もあるかもしれないのですけれども、また違う観点からすると、若い世代の方で小さいお子様がいらっしゃると思いますと、地域で見守りも兼ねて子どもたちを育てていこうと、見守り活動をしていこうとか、先ほども言いましたけれども夏祭りしていこうとか、親だけではカバーし切れない部分で子どもの子育て等のメリットがありますよとか、そういうので、そういう方向でもP R できればなと思っております。

以上です。

（藤村）続きまして、同じく自治振興課、111ページ、集会所建設等補助事業について伺います。まずは、この事業を利用する場合には、自治会の集会所みたいな建物が築何年以上というのはあるのか、また今回260万円が予算計上されていますが、新年度改修などを予定している自治会があるのか伺います。

（自治振興課長）部分的修繕である一般修繕は、築年数の要件はございませんが、老朽化対策修繕につきましては築20年以上というふうな要件がなっております。これには事前の申請等が必要なのですが、そういう

ふうな決まりがございます。

260万円の根拠になるのですけれども、令和6年2月末現在、部分的修繕が2件、老朽化対策修繕1件の補助金を交付しております。令和6年度の当初予算の積算根拠は、部分的修繕、これ上限が30万になるのですけれども、それを2件、老朽化対策修繕、これが上限が100万円となるのですけれども、それを2件を計上しておりますして、合計で260万円の計上をしております。令和6年度に向けて、自治会から集会所の修繕の相談を数件受けているのが現状です。

以上です。

（藤村）続きまして、同じく自治振興課、121ページ、交通指導員育成指導事業になります。先ほどの古山委員のほうからの質問で答弁をいただきました。計上予算が1,639万3,000円のうち、ほとんどが交通指導員の謝礼ということで、現在何人の方が活動されているかということで、42名の方が1か月3万円の報酬を受けてやられているということなのですが、ではこの指導というのはどこで誰がどのように行うのか、これ誰でもなれるのかということを伺います。

（自治振興課長）まず、交通指導員は、小学校の通学路等の交差点に立って児童の登校の安全確保に当たるとともに、市の依頼により事故を未然に防止するための交通誘導等イベントに参加していただいております。

最初に、育成方法ということなのですが、協議会内での委嘱式の際、鴻巣警察署警察官より講義を受けたり、またコロナ前は県外研修や県連合会の研修会を行っておりました。コロナ後は、今県外研修は取りやめているのですけれども、市内で研修及び県連合会研修会に参加しております。

参加のことなのですが、要綱がございまして、要綱の中で市内に住所または勤務先を有する者で年齢20歳以上65歳未満の方、ただ継続していらっしゃる方、何人かは65歳以上の方もいらっしゃいます。また、品行方正で身体剛健にして交通安全に熱意のある方、また任務の遂行に必要な聴力、視力、色彩の能力がある方、また運転免許証を有する方と

というような形で、委嘱に際してそういう観点から委嘱しております。
以上です。

（藤村）ということは、そういう指導を受けないと、小学校の周りでは活動してはいけませんよということになるでしょうけれども、例えば近くのおじさんが、では子どもたちのために棒を持って誘導しようとかという、そういうことはやってはいけないということになるのでしょうか。そういうことでもないのでしょうか。

（自治振興課長）交通指導員さんはちょっと限られている人数ということなのですが、そういうふうな近所の方のボランティアの方というのは地域の防犯のボランティアとしてお世話になっておりまして、自主防犯パトロールグループとか、そういうふうな形で参加していただいて、協力していただいている方もいらっしゃいます。
以上です。

（藤村）続きまして、同じく自治振興課、ページが123ページ、A Iを活用した交通安全対策事業について伺います。A Iが予測した交通事故発生リスクデータを市民や通行者と共有し、安全意識の向上と交通事故の未然防止を図るとありますが、A Iの活用だけではなく、例えばその場所で過去に事故を起こした場所などについての市民や通行者との共有はどのように考えておりますか、伺います。

（自治振興課長）令和5年度中に特に危険と思われる路線や交差点を、2019年から21年の3か年の交通事故発生場所のデータをこうのとりっぷで公開する予定です。こうのとりっぷというのは市のホームページから見れるマップになるのですが、そこでそうなりまして、市内を運行する路線バスやフラワー号、またデマンド交通などの公共交通機関への情報提供を行って、事故の危険回避やさらなる安全運転の意識の向上を図りたいと考えております。また、事故発生リスクの数値が高い路線や交差点を抽出して、必要な安全対策の実施について鴻巣警察署や道路管理者と協議を行っていきたいと思います。実際に今最終的な段階なのですが、データを落とし込んでやってみると、その事故が起きたところとか線がついたりして、そういう形で、市民の方が見ていただ

いてもここは危ないところなのだなというような認識をしていただけるかと思います。

過去の事故起こった場所の共有ということなのですから、事故発生リスク A I アセスメントには警察庁が公開する交通事故統計情報のオープンデータの中から、鴻巣市エリアで発生した交通事故情報を取り込んでおり、このデータはこうのとりっふで掲載して注意喚起を行っていきたいと思っています。

以上です。

（藤村）続きまして、同じく自治振興課、127ページ、地域防犯体制支援事業について伺います。犯罪が抑止され、市民が安心して暮らせるまちづくりのため、防犯カメラの設置であります。現在は市内駅周辺に31台の防犯カメラを設置しておりますが、令和6年度は鴻巣駅から500メートルまでを目安とした主要路線を中心に、鴻巣駅東口けやき通りココス前交差点、鴻巣駅西口こうのとり通りアンダーパス交差点に各1台を予定しているようですが、現在までの31台と新規で2台を設置することについての場所の選定はどのような理由によるものなのか、また今後設置の範囲を拡大していくのか伺います。

（自治振興課長）こちらの選定の場所の理由の一つとして、警察署からのアドバイスがございます。今回もやはり伺ったところ、鴻巣駅の周辺及び鴻巣駅東口から免許センターにかけての部分の通りが効果的ではないかというようなアドバイスもいただいております。それに基づいて、今委員さんがおっしゃったように2件、令和6年度はその2件のところを設置する予定なのですから、今後、今駅周辺のほうが31か所ありますので、ある程度駅の周辺のほうは防犯の効力は満たしてきているのかなと思いますので、先ほど委員さんもおっしゃっていました500メートルぐらいを目安として、その辺のところを検討していきたいなと考えております。

以上です。

（藤村）警察による効果的なアドバイスというのは、具体的にどのようなアドバイスだったのですか。

（自治振興課長）やはり大勢の方が通って、犯罪とか抑止、やっぱり人の流れが多いところに比例して犯罪とか起きる可能性が多いということもあると思いますので、そのエリアのところが一番鴻巣市内の中では防犯カメラをつけると効果的なのではないかというご意見でございます。

（藤村）人通りの多いところとか、そういうところに設置するというのは理解しますが、今怖いのは、独り暮らしのお年寄りとか、そういう方たちが狙われてしまうということも非常に今後出てくる可能性もあるのかなと思うのですけれども、そういう人通りではなくて、例えば誰にも目立たないような家とか通りとかってあるではないですか。そういうところにつけるのも私は効果的なのかなというふうに思うのですけれども、そうなるのかなりの範囲でつけないといけないのかなと思うのですけれども、その辺今後どのように考えているか、ちょっと伺いたいのですけれども。

（自治振興課長）やはり何か基準がないと、こっちもこっちもってなると思いますし、その辺が難しいところなのですが、今おっしゃっていた独り暮らしの方とかですと、住宅等防犯対策補助金とかでご自宅に防犯カメラとか、ライトとか、そういうのがありますので、そういうのを使い合わせていろいろ活用していただけるのが効果的なかなと思っております。

以上です。

（藤村）ということは、今後は人通りとか、そういうところを重点的につけるということで理解してよろしいですか。

（市民生活部副部長）防犯カメラにつきまして、市で設置して管理するものと、あとは個人の店舗とか住宅でつける、管理してもらうもの、また自治体によっては自治会で管理して、その部分については補助するものがございます。今説明したのは、市で設置、管理する分についてはもう3駅を中心として設置をしていく、また今後も駅をさらに拡大して、人通りの多いところについて設置を継続してやっていくことを検討していきたいと思っております。個人でやっぱり危ない箇所というのは当然

市内のところで犯罪発生しておりますので、そういった箇所については市のほうでやっぱり住宅地をずっとつけていくということもなかなか難しい部分もありますので、今年度から実施しております住宅等防犯対策補助金、こちらのほうで防犯カメラの設置というのも補助の対象となっておりますので、住宅の入り口、道路に向けてつけてもらう。そういったことは警察なんかでも犯罪の抑止という部分、それから犯人検挙にもつながるという部分では非常に効果が高いというようなPRもしておりますので、その部分については分けて、市のほうで設置する部分、それから個人でやっていただく部分というのは分けてしっかりと周知を図っていきたいと思っております。

（藤村）続きまして、同じく自治振興課、129ページ、犯罪被害者等支援事業について伺います。犯罪被害者などへの支援に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、総合的に推進することにより犯罪被害者などが受けた被害の回復、または軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すとありますが、その支給要件について、犯罪行為により死亡した場合は遺族に30万円、負傷者または疾病の療養に一月以上を要し、かつ病院または診療所への入院を3日以上要した場合は10万円とありますが、例えば療養することにより完治される場合はよいかと思いますが、後遺症など、また精神的なケアが長期間必要になった場合の医療費などをどのように考えているのか伺います。

（自治振興課長）被害者が必要とする支援を回復に至るまで適切に受けられるように、関係課や関係機関と連携して、適宜情報交換等を行って、途切れることのないように実施していきたいと考えております。医療のほうのサポートというのは、今のところはちょっと具体的にはまだ定めていないのが現状です。（P.37補足説明あり）

以上です。

（藤村）支給対象になるには、負傷または疾病の療養に1か月以上で、3日以上入院ということなのですけれども、そうならないと支給にはならないということなのでしょうけれども、例えば精神的なダメージを受けた方というのは、入院ではなく在宅療養するということでお医

者さんのそういう意見が出た場合というのは、これ全く出ないということとで考えてよろしいのでしょうか。

（自治振興課長）まず、さっきの医療のほうの補足説明をさせていただきます。国の支援として、やはり負傷または疾病から３年を経過するまでの医療費の自己負担とか休業損失の合計で、それを見る重傷病給付金との国のほうのサポートがございます。失礼しました。

もう一点の精神的な方ということですね。これも先ほど条例の説明させていただいたのですけれども、規則のほうでちょっと盛り込んでおります。当該疾病が精神疾患である場合においては、医師の判断により当該精神疾患の療養に一月以上を要して、かつ３日以上労務に服することができない程度のものとするということで、そういう形で考えております。

以上です。

（藤村）同じく自治振興課、131ページ、公共交通維持事業について伺います。市民の交通利便性向上のためのコミュニティバスの運行についてですが、令和６年度からは土曜日を休日ダイヤに変更するということや共和コース、馬室コースがそれぞれ減便となるようですが、その理由と、それによって市民の方に対して影響があるのか伺います。また、運営補助金については、運行経費と運行収入の差額を補助することとなっておりますが、土曜日を休日ダイヤにするということは、利用が減り、その差額が増えてしまうための措置として考えてよろしいか伺います。

（自治振興課長）市民の方の影響としまして、朝６時から８時台や夜７時から９時台のバスがなくなるために、土曜日の通勤や通学などの利用者は利用できなくなり、また昼間の便についても減便するため、通院、買物などの利用者の方にはちょっと不便となってしまいますが、全国的な運転士不足や運行事業者の働き方改善に伴い、運行事業者と協議を重ねて、平日と比較して利用者が少ない土曜日を減便して、休日と同様の運行とした次第です。なお、通勤、通学や通院が多いとされる平日の運行は、現行の便数を確保しております。また、土曜日に減便したので、その部分減るのではないかとということなのですからけれども、やはり運転士

不足ということと、そういうのがありますので、あと燃料費とか、そういうこともありますので、減るというか、若干土曜日の便数に比べるとやっぱり今までとはちょっと計算違うく、思ったよりは下がらないとか、ほかのところの要所で燃料費とかもかかってしまうというのが想定されます。

以上です。

（藤村）続きまして、同じく自治振興課、133ページ、デマンド交通運行事業について伺います。このす乗合タクシーでは、利用規模の増加に対応し、またひなちゃんタクシーからの移行を進めるため、令和6年度から2台増車し、8台で運行するようですが、ひなちゃんタクシーからの移行ということは、いずれひなちゃんタクシーがなくなるということなのか伺います。また、6年度からひなちゃんタクシー利用料金が200円値上げしますが、やはりその理由としては、利用が減り、収入が少なくなってくることにより運行補助金が増加してしまうことによる措置として考えてよろしいのか伺います。

（自治振興課長）まず、ひなちゃんタクシーの200円の増額になる理由ということなのですが、利用件数が増加傾向になる中、一般タクシーの料金改定が実施されたことに伴って、ひなちゃんタクシーの利用料金を増額して、補助金の抑制を図り、持続可能な制度とするため、増額としております。

将来的なことなのですが、やはりフラワー号とひなちゃんタクシーと乗合タクシー、3つの大きな公共交通あるのですが、特別交付税とか、バスと乗合タクシーは対象になるのですが、ひなちゃんタクシーは対象になりません。そういうことで、行く行くはひなちゃんタクシーのウエートから乗合タクシーのウエートのほうに移していこうという考えありまして、あくまでも全体のパイの中で持続可能な公共交通ができればなというふうなスタンスで考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、市民課、145ページ、マイナンバーカード交付事業について伺います。当初予算2,960万2,000円が計上されていて大半が会

計年度任用職員報酬であるということは、この事業のほとんどが任用職員に任されていると理解してよろしいのか、また時間外手当99万6,000円があらかじめ計上されているということは、それ窓口例えば終了後、実際に申請に来られる方の対応時間として考えてよろしいのか伺います。

（市民課長）会計年度任用職員の費用ということなのですが、正規職員も配属されていますので、基本的には会計年度任用職員が行う事業というのは、カード交付とか、そういうある程度の単純な作業です。そちらは、もう会計年度任用職員の方で賄っています。時間外勤務ということなのですが、これは今、時間外でカード交付、週1回なのですが、行っております。これの、要は正職員の時間外手当になります。なぜこういう計上の仕方をしているかというと、補助金の対象になるということで、明示的にこういうふうに予算科目として挙げております。

以上です。

（藤村）続きまして、環境課、239ページ、エコな住環境づくり事業について伺います。エコな住環境づくり事業については、住宅用省エネルギー設備設置費補助金と省エネ家電製品買換え促進事業補助金がありますが、どちらを利用するにも市民の負担が大きいのと考えますが、本年度での実績がまずあったのか、また新年度予算501万4,000円が計上されていますが、その根拠を伺います。また、この事業の存続を知らない市民の方もいらっしゃると思いますが、その周知方法について伺います。

（環境課副参事）お答えします。

鴻巣市省エネ家電製品買換え促進事業補助金の令和6年2月末時点の補助金の交付決定件数は397件、交付決定金額は536万5,900円です。鴻巣市住宅用省エネルギー設備設置費補助金の令和6年2月末時点の補助金の交付決定件数は71件、交付決定金額は580万円です。周知方法については、「広報かがやき」や市のホームページ等に掲載しています。

続きまして、501万4,000円の根拠でございますが、こちらは今年度の補助金の申請状況等を加味して、予算のほうを計上いたしました。

以上です。

（藤村）続きまして、道の駅整備プロジェクト、ページが263ページです。道の駅が着々と工事が進んでいることとありますが、令和5年3月15日に並木市長と株式会社ファーマーズ・フォレスト、松本社長との対談があったと思いますが、その中で松本社長の言葉の中にこのような言葉がありました。「道の駅も制度が創設されてから約30年がたち、今全国的に約1,200か所の道の駅がありますが、当初からは随分考え方が変わってきています。昔は、道路休憩施設的な道の駅が多く、地産地消を中心としながらも、なかなかその地域の独自性が発揮できていませんでした。今の道の駅は、どちらかというとな並木市長がおっしゃったように目的地化されてきており、完全なる商業施設とはちょっと違うのですが、基本的には地元の方々にも楽しんでいただくとともに、広域からいらっしゃるお客様に対しても道の駅自体が目的地としてのサービスを提供する場になりました。さらに今後は地方創生の核となる地域経営の拠点施設へと、その目指す姿が変わってきています。私たちも今回の提案で強調させていただいたのが、より多くの地元の方々に通っていただけるような施設であることです。地元がにぎわっているから周辺地域の方々がいらっしゃるようになります」というふうに松本社長がおっしゃっています。その中で「私たちも今回の提案で強調させていただいたのが」ということを言っていますが、実際そういう提案があったのか伺います。

続きまして、また、市長の言葉に「地域の人に愛され、もちろん市外からも来てもらえる、あっと驚くようなことをしていただけるとうれしいですね。私は、この道の駅を本市の地方創生の拠点として、未来へつながる活力あるまちづくりを進めていきたいと考えています」というふうにおっしゃっています。市長が言っていた「あっと驚くようなことをしていただけるとうれしいですね」とありますが、実際に松本社長からあっと驚く提案があったのか、それが6年度予算に反映されているのか伺います。

（道の駅整備プロジェクト課長）お答えいたします。

まず、ファーマーズ・フォレストの提案についてですが、道の駅には多くの集客が見込まれることから、道の駅を訪れた方が町なかを回ってい

ただく仕組みづくりをしていきたいというようなご提案がございました。また、直売所の売場づくりについて、市内で作れるものは早くから準備して、地元優先としていきたいとの考えから、開業準備の中で事業者、生産者をリサーチしていくとの提案がございました。商品づくりについては、道の駅には様々な方が訪れることから、多世代向けの定番メニューを押さえることとともに、SNSなど発信できるような話題性のあるものづくりもしていくとの提案がございました。

市長のほうで、あっと驚くような提案ということだったのですけれども、それについては松本社長から対談時に具体的な提案はございませんでしたが、開業準備を進める中で集客やにぎわいにつながるようなご提案をいただけるものではないかと考えております。

ただいまご説明した内容も含め、ファーマーズ・フォレストの令和6年度の開業準備に関しまして市が当初予算に反映しているものというのは特にございませんが、引き続き設計業務に参加していただくとともに、順次市内業者や生産者へのリサーチを進めていくものと考えております。

以上です。

（藤村）確かに昔の道の駅というと、単なるドライバーの休憩所としか機能していなかったような気がします。また、地元の野菜が売られているのはいいのですけれども、単なる八百屋さんみたいな感じになっていて、というような感じが見受けられているので、そうなると、せっかくつくっても活性化にならないではないかと。やっぱり言っていたとおり、あっと驚くような、わざわざそこに来るような施設にしていけないといけないのかなと思って、この対談を気にしながら私は読んでいたのですけれども、これ執行部としてもやっぱり松本社長のこの言葉にやっぱり責任を持ってもらいたいということをお伝えいただければありがたいかなというふうには思っています。これは、経済活性化のいいチャンスだと思っていますので、私たちも期待しておりますので、ぜひそのような方向で考えていただければありがたいと思います。

（何事か声あり）

（藤村）質問ですよね。すみません。それについてどう思いますか、伺います。

（道の駅整備プロジェクト課長）先ほどの質問についてお答えいたします。

ファーマーズ・フォレストは、外からの視点で見詰めることで、地元の人間が見落としていたものを再発見し、また光を当てることで地元の資源として磨き上げてきた実績がございます。鴻巣市でも、我々が当たり前だと思っていて価値があるとは思っていなかったものを見つけ出してもらえるものではないかと期待しております。

以上です。

（藤村）続きまして、商工観光課、271ページ、商店街にぎわい促進事業につきまして伺います。商店街活性化・起業支援業務委託について、中山道を中心に構成される本市の商店街活性化を図るため、事業者や買物利用者などにアンケートを実施することで動向の把握に努め、商店街のにぎわいにつながる取組を実施するとあり、一昨年より鴻巣宿おおとり公園にて開催しているそらはなマルシェの充実を図っていくとありますが、今後は旧鴻巣の中山道及び中心地ではなく、旧吹上地区や川里地区についてはどのように考えているのか伺います。

（商工観光課長）お答えします。

今ご質問いただいた内容につきましては、ものづくり大学さんと今進めている内容となっております。そちらがものづくり大学さんが旧鴻巣の中山道地区ということをもとに対象とされているというところで、そらはなマルシェ等を開催しているというところでございます。それ以外に、鴻巣の経済活性化としましては、地区をどうということではなく、全体的な地域活性化という取組として、来年度空・花クーポン券を取り組むなど、それ以外にも実施いたしますので、空・花クーポン券実施いたしますので、そういったものに参加いただければ大変ありがたいのかなというふうに感じているところです。

また、令和4年度より創業支援の一環でありますがんばる起業家支援事業ですとか事業者連携支援事業など、地区を問わず使える経済活性化等

ございますので、ぜひ川里地区、吹上地区の方にもこの補助金を使って
いただいて、地域活性化に努めていただければ市としても大変助かる
というふうに考えているところでございます。

以上です。

（委員長）本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前 9 時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

（散会 午後 2 時 21 分）